



# 島根県報

平成25年10月1日（火）

第2,534号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

### 【告 示】

保安林予定森林（5件）	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法の規定による市町村の意見の概要	（中 小 企 業 課）	4
平成25年度地籍調査事業の決定の一部改正	（用 地 対 策 課）	5

### 【公 告】

公共測量の実施	（用 地 対 策 課）	6
開発行為に関する工事の完了	（都 市 計 画 課）	7

### 【教委公告】

平成26年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験の実施	（高 校 教 育 課）	7
--------------------------------	-------------	---

### 【公安規則】

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則	（警 察 本 部）	9
--------------------------------------	-----------	---

---

**告 示**

---

**島根県告示第656号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

松江市魚瀬町字綿打1034、字月出1041続1、1042、1042続1、1043から1045まで、1048、1048続1、1049、1050-1から1050-3まで、1051、1052、1053-1、1053-2、1053続1、1054、1066、1068、1069、1748

**2 指定の目的**

土砂の崩壊の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び松江市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第657号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

**1 保安林予定森林の所在場所**

浜田市旭町今市1210-6

**2 指定の目的**

土砂の流出の防備

**3 指定施業要件****(1) 立木の伐採の方法**

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

**(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。**

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

---

**島根県告示第658号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

浜田市旭町木田829、829-2、830-3、1738-3、1738-6、1740-3、旭町和田1086-1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

旭町木田829、829-2、830-3、1738-3（次の図に示す部分に限る。）、1738-6、1740-3、旭町和田1086-1

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**島根県告示第659号**

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

雲南市三刀屋町多久和96-1、114、116-3、2273-4

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第660号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 保安林予定森林の所在場所

邑智郡美郷町京覧原310-1、450-1

## 2 指定の目的

土砂の流出の防備

## 3 指定施業要件

## (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

美郷町京覧原310-1、450-1（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## 島根県告示第661号

平成25年島根県告示第349号で告示した次の大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により、益田市から意見を聴取したので、同条第3項の規定によりその概要を告示し、当該意見を縦覧に供する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ホームプラザナフコ益田北店 益田市久城町673番1外

## 2 意見の概要

	意 見	理 由
1	地域住民の疑義・不安を最大限解消するよう十分な説明に努めること。	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。
2	店舗への進入・退場については、島根県警との協議結果を遵守すること。	交通事故防止のため。
3	周辺自治会等に十分情報提供を行い、地域で混乱が生じないよう努めること。また、周辺地域からの苦情に対して適切に対処すること。	周辺住民等に対し責任ある対応を求めるため。
4	右折進入に対して、歩行者や車両との交通事故防止の安全対策をとること。	施設利用車両と歩行者等との交通事故防止を図るため。
5	商業ベースでの地域の生活環境が悪化しないよう、周	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないよ

	辺地域の個人商店に対して配慮を求める。	うにするため。
6	建設工事に伴って発生する汚濁水・粉塵・騒音・振動等により生活環境に支障が生じないように、配慮を求める。また、開店後においては廃棄物等の処理に十分配慮すること。	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。
7	店舗周辺の柵や塀、商品等で死角になる場所ができないようにすること。	施設利用車両と歩行者等との交通事故防止を図るため。
8	登下校時間帯に自動車の出入りが多い場合は、ガードマンの誘導等で歩行者の安全を確保すること。	児童・生徒の安全を確保するため。
9	子ども110番の機能等のように、児童・生徒の安全確保に努めること。	児童・生徒の安全を確保するため。
10	防犯灯等で、店舗前の歩道を明るくする等の防犯対策を推進すること。	児童・生徒の安全を確保するため。
11	店舗付近には通学路もあり、工事期間中大型車両の出入りに心配であるので、ガードマンの配置等、安全確保の対応をすること。また、場合によっては一時的に通学路の変更や地域の見守り隊との協議も必要な場合もあるため、学校に対し工事の時期や内容等、早めに説明すること。	児童・生徒の安全を確保するため。
12	工事着手前に、時間的余裕を持って交差点の交通安全施設、道路標識、区画線等の実施に当たって、益田警察署及び担当者と協議・立会すること。	交通事故防止のため。
13	工事着手届については、施工計画を提出すること。また、道路法第22条に基づき施工すること。	道路法第22条（工事原因者に対する工事施工命令等）による。
14	現在、開発対象地となる沖手遺跡については、開発業者の協力により発掘調査を行っている。引き続き文化財保護の観点から、当該遺跡の取り扱いには慎重な判断をし、対応すること。	周辺には、文化財等が存在するため。
15	業務主任者においては、法令を遵守し、安全管理に努めること。	周辺の地域住民の生活環境に対し、悪影響を与えないようにするため。

## 3 縦覧場所

益田市産業経済部産業支援センター（益田市常盤町1番1号）

## 4 縦覧期間

告示の日から1月間

## 島根県告示第662号

平成25年度地籍調査事業の決定（平成25年島根県告示第318号）の一部を次のように改正し、平成25年10月1日から施行する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表出雲市の項を次のように改める。

出雲市	高浜① 乙立④ 乙立⑤ 小津② 小津③ 小津④ 塩津① 塩津② 吉野⑦ 一窪田① 一窪田② 鶴峠① 高浜② 乙立⑥ 塩津③	交付決定の日から平成26年3月31日まで
-----	---	----------------------

表江津市の項を次のように改める。

江津市	都治1区 江津2区 嘉久志2区 波子3区 波子2区	交付決定の日から平成26年3月31日まで
-----	---------------------------------------	----------------------

表雲南市の項を次のように改める。

雲南市	殿河内② 刈畑④ 刈畑⑥ 北村② 北村③ 刈畑⑤ 小河内① 殿河内③ 根波別所① 根波別所② 根波別所③ 篠淵④	交付決定の日から平成26年3月31日まで
-----	---	----------------------

## 公 告

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量の実施について松江市長から次のとおり通知を受けたので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 作業種類  
公共測量（数値撮影「デジタル」、写真地図作成）
- 2 作業期間  
平成25年9月17日から同年12月31日まで
- 3 作業地域  
松江市

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成25年10月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 開発区域  
安来市下坂田町字中島神子126番10  
面積 230平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安来市下坂田町213番地6  
加藤 斉

## 教 育 委 員 会 公 告

平成26年度島根県立盲学校理療科教員採用候補者選考試験を次のとおり実施する。

平成25年10月1日

島根県教育委員会委員長 土 田 好 明

- 1 目的  
この試験は、平成26年度の島根県立盲学校理療科教員の採用候補者を選考するために行います。
- 2 出願資格  
次の(1)から(3)までの全てに該当する者が出願できます。ただし、日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。
  - (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
  - (2) 昭和44年4月2日以降の出生者
  - (3) 盲学校特殊教科教諭（理療）又は特別支援学校自立教科教諭（理療）の普通免許状を所有する者（平成26年3月31日までに取得見込みの者を含む。）
- 3 採用予定者数  
若干名
- 4 出願手続
  - (1) 出願に必要な書類は、島根県教育庁高校教育課で交付します。  
また、高校教育課のホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokyoiku/>）からダウンロードが可能です。
  - (2) 提出書類

- ア 願書（原寸A4判ですが、A3判に拡大して提出することも可能です。）
- イ 所有する教員免許状の写し（平成26年3月卒業予定者にあつては、在学する学校が発行する免許状取得見込証明書）
- ウ 卒業見込証明書（平成26年3月卒業予定者に限る。）
- エ 連絡用封筒2通（角形2号の封筒に360円分の切手を貼付して、郵便番号、住所及び氏名（氏名には、「様」を記載すること。）を明記してください。）

## (3) 書類等の受付

平成25年10月21日（月）から同年11月8日（金）まで

郵送の場合は、11月8日（金）までの消印を有効とします。

持参する場合の受付時間は、月曜日から金曜日まで（祝日を除く。）の午前9時から午後5時までとします。

郵送、持参いずれの場合も、封筒の表に「理療科教員選考試験願書在中」と朱書してください。

- (4) 車椅子の使用や、点字による受験等を希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。後日、担当者が連絡します。

## (5) 書類等の提出先

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課

## 5 選考試験

## (1) 日時

平成25年12月5日（木）

## (2) 場所

松江市殿町1番地 島根県教育庁

## (3) 内容

試 験	時 間
受付・説明	午前9時から午前9時10分まで
小論文	午前9時10分から10時まで
専門教養・専門実技	午前10時10分から11時20分まで
面 接	午前11時30分から

## (4) 試験結果の通知

名簿登載の結果については、平成25年12月25日（水）午前9時に県庁前掲示板に掲示するほか、途中棄権者を除く全受験者に文書で通知します。

また、高校教育課ホームページ（<http://www.pref.shimane.lg.jp/kokokoiku/>）に掲載します。

## 6 採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿の登載有効期間は、登載された日から平成27年4月1日までとします。
- (2) 名簿登載者には、健康診断書の提出を求めます。
- (3) 資格要件を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があつた場合には、名簿の登載を取り消します。
- (4) 選考結果の情報提供については、名簿に登載されなかつた者のうち、希望する者に対して行います。希望する場合には、願書の該当欄に○印を記入してください。提供する情報は総合評価による区分とします。

## 7 その他

- (1) この選考試験に関する問合せ先は次のとおりです。

〒690-8502 松江市殿町1番地 島根県教育庁高校教育課企画人事グループ

T E L : 0852-22-5411 F A X : 0852-22-5762

- (2) 提出書類の記載事項に変更が生じた時は、速やかに文書（はがき可）で届け出てください。
- (3) 提出書類については、一切返却しません。

**公 安 委 員 会 規 則**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年10月1日

島根県公安委員会委員長 上 代 義 郎

**島根県公安委員会規則第9号**

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則の一部を改正する規則

島根県公安委員会の権限に属する事務の代行に関する規則（平成14年島根県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表ストーカー行為等の規制等に関する法律の部を次のように改める。

ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）	第5条第4項	禁止命令等の内容及び日時の通知
	第5条第5項	禁止命令等をしなかつた旨及びその理由の通知
	第6条第9項	仮の命令の失効
	第9条第2項	報告若しくは資料の提出を求めること又は警察職員に質問をさせること。
	第10条第3項及び第5項	他の公安委員会への通知及び他の公安委員会からの通知の受理

別表ストーカー行為等の規制等に関する法律の部の次に次のように加える。

ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則（平成12年国家公安委員会規則第18号）	第6条	禁止等命令書の交付
--	-----	-----------

**附 則**

この規則は、平成25年10月3日から施行する。